

# 第 6 期

## 事業報告及び計算書類

自 平成 24 年 4 月 1 日

至 平成 25 年 3 月 31 日

東京港埠頭株式会社

# 事業報告

## 第 6 期

自 平成 24 年 4 月 1 日

至 平成 25 年 3 月 31 日

東京港埠頭株式会社

# 事業報告

自 平成 24 年 4 月 1 日

至 平成 25 年 3 月 31 日

## 1 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当会計年度におけるわが国経済は、欧州政府債務問題の長期化などに起因する海外経済停滞の影響による先行きが不透明であるものの、昨年12月の政権交代に伴う経済政策への期待感により、為替・株式市場や一部企業の所得環境の改善が見られるなど、景気回復に向けた明るい兆しも見受けられるようになりました。

東京港の外貿コンテナ貨物の取扱高においては、欧州航路貨物取扱高は減少しましたが、東南アジア諸国の経済成長や米国経済の緩やかな回復により、アジア・北米航路貨物取扱高が増加し、昨年記録した過去最高を上回るコンテナ貨物取扱高を記録いたしました。

このような環境の中で、当社は、東京港の基幹航路を維持し国際競争力をさらに強化するために、埠頭運営の効率化や集荷支援の強化、早朝ゲートオープン社会実験などの取組みのほか、お客様のニーズに対応した設備補修や計画的な施設改修の実施、ガントリークレーンの新替えを行うなど、お客様が使いやすい港を目指し、より良いサービスの提供に努めてまいりました。また、「国際コンテナ戦略港湾」の取組みについては、港湾管理者などの関係者と港湾運営会社の特例申請に向けた協議・調整を行ってまいりました。

建設発生土有効利用、環境保全、フェリーターミナルビル等運営事業では、事業を着実に実施するとともに、お客様のニーズを捉えた新規サービス導入などを行ってまいりました。

海上公園などの指定管理者関連事業では、お客様の視点に立った利用者サービスの向上や各種イベントによる賑わい創出など、実績に基づく豊かな経験を活かした管理運営を行ってまいりました。一方で、効率的な管理運営により得られた利益を活用し、老朽化した施設の改修等、施設の魅力を向上させる取組みを行いました。また、平成 23 年度に選定された公園等指定管理者に続き、平成 25 年度からの若洲海浜公園の指定管理者としても選定されました。

これらの事業運営の結果、各事業の収支は以下のとおりになりました。

#### ① 外貿埠頭事業

当期の外貿埠頭事業は、建設事業として大井コンテナ埠頭ヤード改良工事、青海コンテナ埠頭のコンテナクレーン改修等を実施いたしました。また、大井・青海コンテナ埠頭、お台場ライナー埠頭、及び密接関連事業に加え、品川・青海公共コンテナ埠頭を含めた外貿埠頭の一元管理により、スケールメリットを活かし、お客様の視点に立ったサービスと管理運営に取り組んでまいりました。これにより営業収益は11,620百万円、一方、営業

費用は業務管理費及び一般管理費として2,562百万円、維持修繕費は1,205百万円、減価償却費は4,014百万円となりました。

総収益は、11,706百万円となり、総費用は、8,086百万円となりました。

#### ② 建設発生土有効利用事業

建設発生土有効利用事業では、東京都内の公共事業から発生した建設発生土を受け入れ、新海面処分場及び中央防波堤外側処分場等の基盤整備の材料として有効利用を行うとともに、地方港湾の埋立用材として活用する広域利用事業を実施しました。また、水底土砂有効利用事業として、東京港の浚渫土砂を千葉沖の深掘部への環境改善事業として有効利用しています。これらの事業により総収益は3,383百万円となりました。一方、総費用は、工事費、管理経費と合わせて3,338百万円となりました。

#### ③ 環境保全事業

環境保全事業では、東京港内の水域の清掃船による海上清掃事業や船舶から出る廃油の回収事業を実施し、東京港内の汚染防止事業を実施しました。また、羽田空港周辺の浅場において、水生生物の生育環境を良好な状況に保全するとともに、都民が海釣り等のレクリエーションを楽しめるよう維持管理を実施しました。

総収益は301百万円となりました。一方、総費用は、清掃船舶の運航経費や浅場の稚魚放流事業等を含め283百万円となりました。

#### ④ フェリーターミナルビル等運営事業

フェリーターミナルビル等の運営事業では、東京港10号地その2にあるフェリーターミナルビルとその背後地にあるシャーシープール等の賃貸・管理を実施し、貸付料収入他として総収益は381百万円となりました。一方、業務管理費、維持修繕費など総費用は226百万円となりました。

#### ⑤ 指定管理者関連事業等

指定管理者関連事業では、海上公園等の維持管理の他、船舶への給水事業等を実施し、総収益は2,496百万円となりました。一方、業務管理費、減価償却費など総費用は2,234百万円となりました。

なお、利益の一部を活用し、トイレや案内板等の改修を実施しました。

以上、当期の営業収益合計は、17,970百万円となり、営業費用、販売費及び一般管理費13,863百万円を減じた営業利益は4,106百万円となりました。

営業利益に受取利息を含む営業外収益284百万円を加算し、支払利息を含む営業外費用230百万円を減算しますと、経常利益は4,160百万円となりました。

さらに、補助金収入の特別利益と固定資産除却損等の特別損失を、それぞれ加減算いたしますと、税引前当期純利益は4,099百万円となりました。

法人税、住民税及び事業税並びに法人税等調整額を減じた当期純利益は2,524百

万円となりました。

## (2) 対処すべき課題

東京港は、アジア諸港の躍進により国際的地位は相対的に低下しているものの、15年連続日本一のコンテナ貨物取扱量を記録しており、首都圏4千万人の産業と生活を支えるとともに、我が国有数の海上輸送拠点港として重要な役割を担っております。この役割を果たすためには、港湾管理者などの関係者と協力して、東京港の利便性を高め、船社・港運事業者などのお客様に東京港が選ばれ続ける港となるよう国際競争力の強化に取り組んでいく必要があります。

そのために、当社は、東京港への貨物集荷のための営業活動の強化や埠頭運営の効率化のためのインセンティブ制度の拡充、コンテナターミナル周辺道路の渋滞対策にも資するゲートオープン時間の拡大、予防保全の考え方を取り入れた施設の計画的補修、放射能に関する風評被害対策など、お客様ニーズに対応した質の高いサービスや安全な施設の提供を行ってまいります。

また、中央防波堤外側埋立地における新たなターミナル整備事業を関係者と十分調整のうえ進めてまいります。さらに、国際コンテナ戦略港湾の取組みとして、港湾運営会社の特例申請に向けた調整などを、関係者と協議のうえ進めてまいります。

建設発生土有効利用事業、環境保全事業、フェリーターミナルビル等運営事業については、引き続き効率的かつ確実な事業実施並びにお客様サービスの向上に取り組んでまいります。

海上公園などの指定管理施設等においては、お客様が港の景観や水・緑に親しむことができるよう、臨海副都心地域の魅力向上と賑わい創出につながる取り組みをこれまで以上に進めていくことが必要です。

今後も当社は、お客様サービスのさらなる向上と安全・安心かつ効率的な運営を行うとともに、都民、住民と連携・協働した多様な事業を展開し、地域とお客様に信頼される施設管理に努めてまいります。

## (3) 設備投資の状況及び資金調達の状況

当期の設備投資の状況は特定外貿埠頭の管理運営に関する法律に基づく事業を実施したほか、下表のとおりとなっております。

(単位:百万円)

事業区分	埠頭名	内容	実施額
* 特定外貿埠頭の管理運営に関する法律に基づく事業	青海コンテナ埠頭等	コンテナクレーン改修等	730
その他事業	大井地区等	大井コンテナ埠頭ヤード改良工事等	1,792
合計			2,522

\* 特定外貿埠頭の管理運営に関する法律に基づく事業の財源は、国庫金転貸無利子借入

金(3割)、港湾管理者無利子借入金(3割)、特別転貸債借入金(2割)、自主財源(2割)で構成され、資金調達額については、下表のとおりとなっております。

国庫金転貸無利子借入金	219,000 千円
港湾管理者無利子借入金	219,000 千円
特別転貸債借入金	146,000 千円
合 計	584,000 千円

上記以外は自主財源を当てております。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	単 位	平成22年度	平成23年度	平成24年度 (当事業年度)
営 業 収 益	百万円	18,510	17,189	17,970
経 常 利 益	百万円	4,344	3,208	4,160
当期純利益又は当期 純損失(△)	百万円	2,506	1,872	2,524
一株当たり当期純利益 又は一株当たり当期純 損失(△)	円	4,669	3,489	4,704
総 資 産	百万円	81,512	76,770	76,888
純 資 産	百万円	35,246	37,119	39,644

(5) 主要事業所

本 社	東京都江東区青海二丁目4番24号
臨港サービス事務所	東京都品川区八潮一丁目1番3号
建設発生土管理事務所	東京都江東区有明四丁目8番6号
公園センター	東京都港区台場一丁目

(6) 事業内容

- ① 外貿埠頭事業
- ② 建設発生土有効利用事業
- ③ 環境保全事業
- ④ フェリーターミナルビル等運営事業
- ⑤ 指定管理者関連事業等

(7) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減(△)数	平均年齢	平均勤続年数
189人	3人	48.6歳	14.8年

注 従業員数には、臨時雇用者数は含まれておりません。

(8) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

会社名	資本金	事業内容	グループ会社(当社を除く)
株式会社東京臨海ホールディングス	12,000百万円	グループ会社の経営管理	東京臨海熱供給株式会社・株式会社ゆりかもめ・株式会社東京テレポートセンター・株式会社東京ビッグサイト

② 子会社の状況

該当事項はありません。

(9) 主な借入先

借入先	借入金残高
国土交通省	10,290,527千円
東京都	19,212,934千円

2 会社の株式に関する事項

(1) 発行済株式の総数	536,754株
普通株式	480,200株
甲種類株式	56,554株

(2) 株主数	2名
---------	----

(3) 株主の状況

株主名	持株総数	うち普通株式	うち甲種類株式
東京都	296,654株	240,100株	56,554株
株式会社東京臨海ホールディングス	240,100株	240,100株	

- (4) その他株式に関する重要な事項  
特記すべき事項はありません。

- 3 会社の新株予約権等に関する事項  
該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役

地位	氏名	他の法人等の代表状況
代表取締役社長	大原 正行	(株式会社東京臨海ホールディングス代表取締役社長)
代表取締役副社長	井澤 勇治	
常務取締役	尾田 俊雄	(八丈島空港ターミナルビル株式会社代表取締役社長(非常勤))
* 取締役	池田 潤一郎	(株式会社商船三井常務執行役員)
* 取締役	鈴木 実	(社団法人日本港運協会理事長)
* 取締役	多羅尾 光睦	(東京都港湾局長)
監査役	笹川 文夫	(東京都港湾局港湾経営部長)

注 1 取締役3名(\*)は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

2 監査役1名は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

3 平成24年6月29日開催の第6回定時株主総会において、池田潤一郎が取締役に選任され、同日就任いたしました。

4 取締役の湊哲哉は、平成24年6月29日付で辞任いたしました。

5 代表取締役社長の比留間英人は、平成24年7月12日付で辞任いたしました。

6 平成24年7月13日開催の臨時株主総会において、大原正行及び井澤勇治が取締役に選任され、同日就任いたしました。

7 平成24年7月13日開催の第30回取締役会において大原正行が代表取締役社長に選定され、同日就任いたしました。

8 平成24年7月13日開催の第30回取締役会において井澤勇治が代表取締役副社長に選定され、同日就任いたしました。

9 取締役の中井敬三は、平成24年7月31日付で辞任いたしました。

10 平成24年8月1日開催の臨時株主総会において、多羅尾光睦が取締役に選任され、同日就任いたしました。

11 代表取締役社長の大原正行は、平成25年3月31日付で辞任いたしました。



(2) 社外取締役及び社外監査役に関する事項

区分	氏名	主な活動状況
取締役	池田 潤一郎	平成24年6月29日就任以来当期開催の取締役会7回のうち5回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役	鈴木 実	当期開催の取締役会9回のうち8回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役	多羅尾 光睦	平成24年8月1日就任以来当期開催の取締役会5回のうち全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	笹川 文夫	当期開催の取締役会9回のうち全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

株主総会決議に基づく報酬額

区分	支給人員	支給額	摘要
取締役	2人	23,421千円	株主総会承認限度額 50,000千円
合計	2人	23,421千円	

注 期末現在の人員は、取締役6名、監査役1名ですが、支給人員と相違しているのは次の理由によります。

ア 取締役については、無報酬の非常勤取締役4名が存在していること。

イ 監査役については、無報酬であること。

5 会計監査人の状況

(1) 名称 新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額 10,500千円

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針  
特記すべき事項はありません。

## 6 業務の適正を確保するための体制等

平成 20 年 3 月 21 日に開催した第 1 回取締役会において決議した内部統制システム基本方針に基づき、業務の適正を確保するための体制等を次のとおり整備しております。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ① 当社の取締役及び使用人が、企業活動のあらゆる場面において関係法令や定款を厳格に遵守し、社会人としての自覚を持ち、高い倫理観と道德観に基づく社会的良識に従い行動することができるよう、法令遵守の手引を定めております。
  - ② 上記行動規範の徹底を図るため、担当役員を定め、役員及び社員への徹底を図り、未然に法令定款違反を防止しております。
  - ③ 取締役は、重大な法令違反その他法令遵守に関する重要な事実を発見したときは、直ちに取締役会及び監査役に報告し、適切な処置をとります。
  - ④ また、法令遵守上、疑義ある行為について、使用人が社内通報窓口を通じ、直接、取締役会又は監査役に通報できる制度を整備しております。
  
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ① 取締役の職務執行に係る情報については、関係法令や、「文書管理規程」等の社内規程に基づき適切に保存・管理し常時閲覧可能な状態にするとともに、社外への漏洩防止のために必要な措置を講じております。
  - ② また、会社が保管する情報は、法令の定めや「情報公開要綱」に基づき、適正な請求があれば個人情報等の場合を除き原則開示する体制を整備しております。
  
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ① 「リスク管理規程」を作成し、当社を取り巻くリスクを識別し、そのリスクの把握とその管理を行うために規程に沿った管理体制を構築しております。
  - ② 不測の災害が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする災害対策本部を設置し、損害の発生を最小限にとどめる危機管理体制を整えるものとしております。
  
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」及び「事案決定規程」において定めております。
  
- (5) 監査役を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
  - ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査役を補助すべき使用人として、監査役補助者を任命します。
  - ② 監査役より監査業務に必要な命令を受けた監査役補助者は、その命令に関して取締役の指揮命令を受けないものとし、取締役からの独立性を確保し、上記補助者の任命、異動、評価及び懲戒処分については、監査役の承認を得るものとしております。

(6) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役及び使用人は、業務の適正を確保するために必要な重要事項について監査役に対して速やかに報告するものとし、報告の方法については、取締役と監査役の協議により決定しております。
- ② 監査役は、代表取締役社長及び取締役並びに会計監査人と必要に応じて意見交換を行っております。